参考（別添1、2）

金融商品取引法における「学校債」の開示義務について

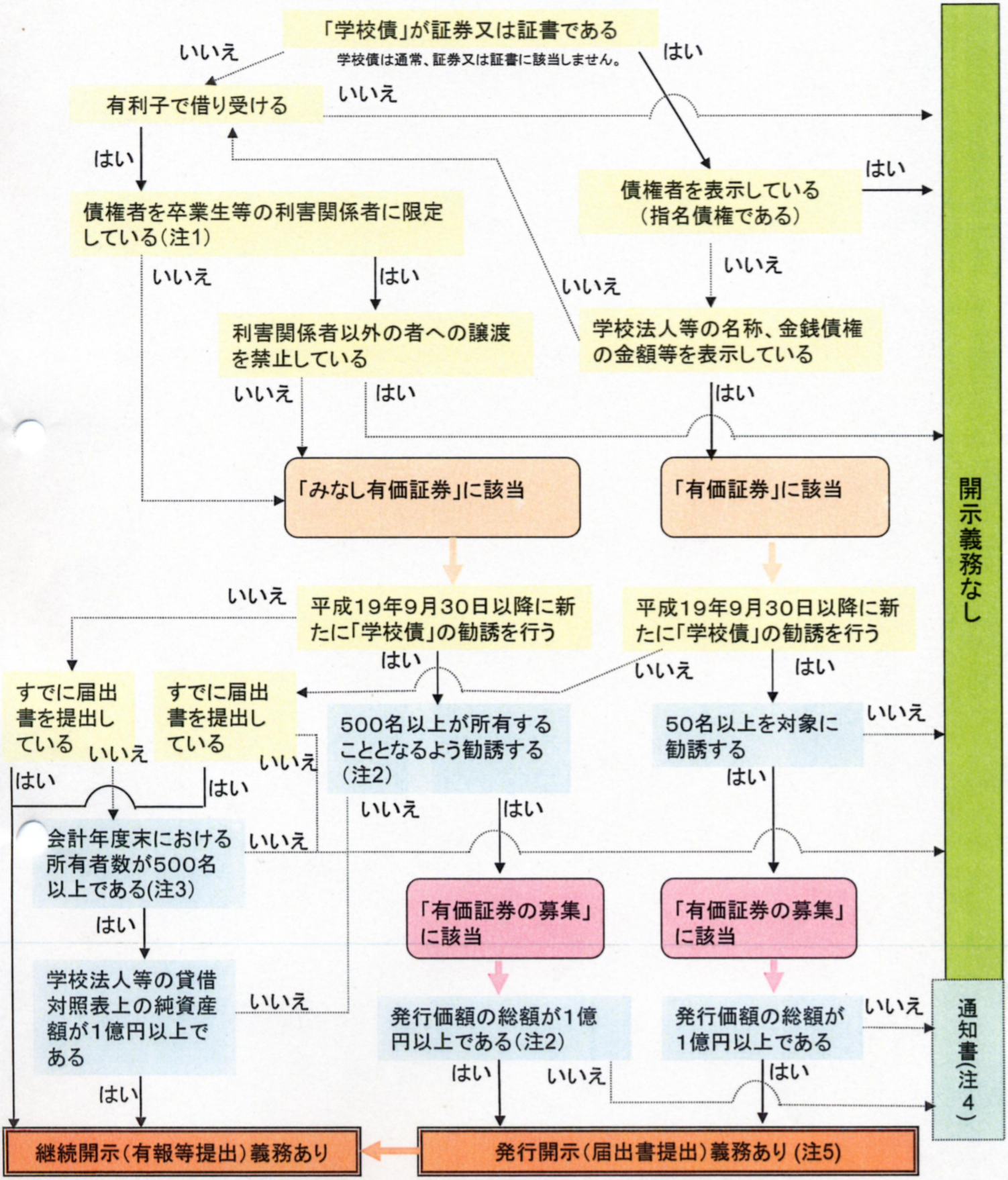

(注1)利害関係者とは、①在校生②在校生の保護者（授業料等負担者）③卒業生④教職員、役員、評議員等をいう。
(注2)利率及び弁済期が同一のもの毎に計算する。
(注3)利率及び弁済期が同一のもの毎に債権者の名簿に記載された当該債権者の数を計算する。
(注4)「開示義務なし」の場合でも発行価額の総額が1千万円超の場合は「通知書」の提出が必要。
(注5)既発学校債の「売出し」の場合には開示義務の要件が異なる。

※　詳細については文部科学省私学行政課（03－5253－4111内線：2532）までお問い合わせください。